

○国立大学法人兵庫教育大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号)

改正	平成 16 年 8 月 4 日	平成 16 年 12 月 22 日	平成 17 年 3 月 9 日
	平成 17 年 3 月 22 日	平成 17 年 4 月 5 日	平成 17 年 5 月 11 日
	平成 17 年 6 月 8 日	平成 17 年 11 月 9 日	平成 17 年 12 月 14 日
	平成 18 年 1 月 11 日	平成 18 年 3 月 8 日	平成 18 年 7 月 12 日
	平成 18 年 11 月 8 日	平成 18 年 12 月 6 日	平成 19 年 1 月 17 日
	平成 19 年 3 月 14 日	平成 19 年 11 月 14 日	平成 19 年 12 月 12 日
	平成 20 年 1 月 16 日	平成 20 年 3 月 11 日	平成 20 年 12 月 10 日
	平成 21 年 3 月 11 日	平成 21 年 9 月 9 日	平成 21 年 11 月 11 日
	平成 22 年 3 月 10 日	平成 22 年 9 月 8 日	平成 22 年 12 月 15 日
	平成 23 年 3 月 9 日	平成 23 年 3 月 14 日	平成 24 年 3 月 16 日
	平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 4 月 4 日	平成 26 年 3 月 14 日
	平成 27 年 3 月 11 日	平成 27 年 5 月 13 日	平成 28 年 1 月 13 日
	平成 28 年 3 月 15 日	平成 28 年 5 月 11 日	平成 29 年 7 月 12 日
	平成 30 年 3 月 13 日	平成 30 年 12 月 12 日	平成 31 年 2 月 12 日
	令和 2 年 3 月 11 日	令和 3 年 3 月 17 日	令和 4 年 1 月 21 日
	令和 4 年 3 月 16 日		

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的(第 1 条—第 3 条)

第 2 節 組織(第 4 条—第 15 条)

第 3 節 役員・職員組織(第 16 条—第 19 条)

第 4 節 運営組織(第 20 条—第 25 条)

第 5 節 学年, 学期及び休業日(第 26 条—第 28 条)

第 2 章 学部

第 1 節 目的(第 29 条)

第 2 節 入学定員(第 30 条)

第 3 節 入学(第 31 条—第 36 条)

第 4 節 修業年限及び教育課程(第 37 条—第 45 条)

第 5 節 卒業要件及び学位等(第 46 条—第 49 条)

第 6 節 転入学及び再入学(第 50 条—第 53 条)

第 7 節 在学年限(第 54 条)

第 3 章 大学院

第 1 節 目的(第 55 条)

第 2 節 入学定員(第 56 条)

- 第3節 入学(第57条―第59条)
- 第4節 標準修業年限及び教育課程(第60条―第67条)
- 第5節 修了要件及び学位等(第68条―第71条)
- 第6節 転入学及び再入学(第72条―第75条)
- 第7節 在学年限(第76条)
- 第4章 休学、転学、留学及び退学等
 - 第1節 休学及び復学(第77条―第80条)
 - 第2節 転学、留学及び退学(第81条―第83条)
 - 第3節 除籍(第84条)
- 第5章 検定料、入学料及び授業料等(第85条―第90条)
- 第6章 科目等履修生及び外国人留学生等(第91条―第96条)
- 第7章 賞罰(第97条・第98条)
- 第8章 公開講座等(第99条)
- 第9章 学生居住施設(第100条)
- 附則

第1章 総則

第1節 目的

(設置及び目的)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学(以下「法人」という。)は、兵庫教育大学(以下「本学」という。)を設置する。

2 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 法人は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び責務を達成するため、法人における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 法人は、前項の点検及び評価に加えて、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第2項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 法人は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

第2節 組織

(学部)

第4条 本学に、学校教育学部を置く。

2 前項の学校教育学部は、学校教育教員養成課程を置く。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 前項の大学院に、次の研究科及び課程を置く。

学校教育研究科 修士課程及び専門職学位課程

連合学校教育学研究科 博士課程

3 前項の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、その課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する教職大学院とする。

4 連合学校教育学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

5 連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、本学、岡山大学及び鳴門教育大学が協力するものとする。

(附属図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

第6条の2 削除

(学内教育研究施設)

第7条 本学に、先端教職課程カリキュラム開発センター、教員養成・研修高度化センター及び発達心理臨床研究センターを置く。

(学内共同利用施設)

第8条 本学に、情報処理センターを置く。

(附属学校)

第9条 本学に附属して次の学校を置く。

幼稚園

小学校

中学校

第10条 削除

(事務局)

第11条 法人に、事務局を置く。

(保健管理センター)

第12条 本学に、保健管理センターを置く。

(グローバル教育センター)

第12条の2 本学に、グローバル教育センターを置く。

第13条 削除

(教育研究組織)

第14条 本学に、教育研究組織として修士課程及び専門職学位課程に専攻を置く。

2 前項に規定するもののほか、学校教育学部教育組織及び連合学校教育学研究科の教育研究組織については、別に定める。

(附属図書館等の必要事項)

第15条 第6条から前条までに規定する附属図書館等について必要な事項は、別に定める。

第3節 役員・職員組織

(役員等)

第16条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 法人に、副学長を置くことができる。

3 第1項に規定する理事及び次条に規定する職員のうち学長が必要と認める者は、副学長と称することができる。

(職員)

第17条 法人に、教育職員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 職員について必要な事項は、別に定める。

(各組織等の長)

第18条 本学に、附属図書館長、先端教職課程カリキュラム開発センター長、教員養成・研修高度化センター長、発達心理臨床研究センター長、情報処理センター長、附属学校長(附属幼稚園にあつては、園長とする。)、保健管理センター所長及びグローバル教育センター長を置く。

2 本学に、専攻長を置く。

3 前2項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

第19条 第5条第2項に規定する各研究科ごとに、研究科長を置く。

2 前項に規定する学校教育研究科長は、学長が当たる。

3 第1項に規定する連合学校教育学研究科長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

第4節 運営組織

(役員会)

第20条 法人に、法人の運営に関する別に定める事項について審議し議決するため、役員会を置く。

2 前項の役員会について必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第21条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 前項の経営協議会について必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第22条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 前項の教育研究評議会について必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第23条 法人に、学長候補者の選考等を行うため、学長選考・監察会議を置く。

2 前項の学長選考・監察会議について必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第24条 本学学部教育研究に関して別に定める事項を審議するため、学校教育学部教授会(以下「学部教授会」という。)を置く。

2 本学大学院修士課程及び専門職学位課程の教育研究に関して別に定める事項を審議するため、又は本学大学院博士課程の教育研究に関して別に定める事項を審議するため、各研究科ごとに研究科教授会を置く。

3 前2項の教授会について必要な事項は、別に定める。

第25条 削除

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 10月1日

(4) 春期休業 3月17日から4月5日まで

(5) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部

第1節 目的

(目的)

第 29 条 学校教育学部は、広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた教員を養成することを目的とする。

第 2 節 入学定員

(入学定員)

第 30 条 本学学校教育学部の入学定員は、160 人とし、収容定員は、640 人とする。

第 3 節 入学

(入学資格)

第 31 条 学校教育学部に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学時期)

第 32 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第 3 号から第 5 号までに規定する者及び第 50 条又は第 51 条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学の出願)

第 33 条 本学に入學を志願する者は、入学願書その他の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第 34 条 前条の規定により入学を志願した者については、学力検査その他の方法によって選抜を行う。

(入学手続, 入学許可)

第 35 条 前条の入学者選抜に合格した者は, 入学手続をとらなければならない。

2 学長は, 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(出願手続等の詳細)

第 36 条 前 3 条に規定するもののほか, 出願手続, 入学者の選抜及び入学手続について必要な事項は, 別に定める。

第 4 節 修業年限及び教育課程

(修業年限)

第 37 条 学校教育学部修業年限は, 4 年とする。

(教育課程の編成方針)

第 37 条の 2 学校教育学部においては, その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し, 体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第 38 条 学校教育学部の教育は, 授業科目の授業及び卒業論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 学校教育学部において開設する授業科目, 単位数, 履修方法その他必要な事項は, 別に定める。

(授業の方法)

第 39 条 学校教育学部の授業は, 講義, 演習, 実験, 実習若しくは実技のいずれかにより, 又はこれらの併用により行うものとする。

2 学校教育学部において, 文部科学大臣が別に定めるところにより, 前項の授業について多様なメディアを高度に利用して, 当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学校教育学部においては, 第 1 項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により, 多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 39 条の 2 学校教育学部においては, 学生に対して, 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学校教育学部においては, 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては, 客観性及び厳格性を確保するため, 学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに, 当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 39 条の 3 学校教育学部においては, 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第40条 各授業科目等の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、講義及び演習にあつては15時間から30時間まで、実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第41条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績評価)

第42条 授業科目の試験の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における履修)

第43条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協定に基づき、学生に他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により他大学等において修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、卒業の要件となる単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第45条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位(大学等の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、卒業の要件となる単位として本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が本学に入学する前に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

- 3 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、卒業の要件となる単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第50条に規定する転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条第2項及び第44条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5節 卒業要件及び学位等

(卒業要件)

第46条 卒業要件は、学校教育学部で4年以上在学し、所定の128単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第39条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業認定等)

第47条 前条に規定するもののほか、卒業の認定について必要な事項は、別に定める。

(学位)

第48条 学校教育学部を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与について必要な事項は、別に定める。

(取得資格)

第49条 学校教育学部において取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、次のとおりとする。

教員の免許状の種類	教員の免許状の教科
幼稚園教諭1種免許状	
小学校教諭1種免許状	
中学校教諭1種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭又は英語
高等学校教諭1種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭又は英語

- 2 前項に規定する教員の免許状の取得の所要資格に係る授業科目の履修及び単位の修得その他必要な事項は、別に定める。

第6節 転入学及び再入学

(転入学)

第50条 他の大学に現に在学する者で、転入学を志願する者があるときは、選抜の上、転入学を許可することができる。

(再入学)

第 51 条 第 83 条の規定により、大学を中途において退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選抜の上、再入学を許可することができる。

(転入学、再入学手続等)

第 52 条 第 33 条から第 36 条までの規定は、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転入学、再入学者の修業年限等)

第 53 条 第 50 条又は第 51 条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、修得した単位の取扱い及び修業年限は、別に定める。

第 7 節 在学年限

(在学年限)

第 54 条 学校教育学部 of 学生は、6 年を超えて在学することができない。

2 第 50 条又は第 51 条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の在学することができる年限は、別に定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 目的

(目的)

第 55 条 本学修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

2 本学専門職学位課程は、高度の専門性が求められる教職を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、学校現場における実践力や応用力などの資質能力を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新任教員を養成することを目的とする。

3 本学博士課程は、学校教育の実践に関わる諸科学について、研究者として自立して研究活動を行い、又は実践を踏まえた高度な研究指導能力を有する教育専門職に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、学校教育の発展に寄与することを目的とする。

第 2 節 入学定員

(専攻及び入学定員)

第 56 条 研究科に置く専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、学校教育研究科の収容定員の 3 分の 2 程度は、初等中等教育における 3 年以上の教職経験を有する者をもって充てる。

研究科・課程	専攻	入学定員	収容定員
学校教育研究科・修士課程	※人間発達教育専攻	115 人	230 人
	特別支援教育専攻	30 人	60 人
	計	145 人	290 人

学校教育研究科・専門職学位課程	※○教育実践高度化専攻	155 人	340 人
	計	155 人	340 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	12 人	36 人
	先端課題実践開発専攻	6 人	18 人
	教科教育実践学専攻	18 人	54 人
	計	36 人	108 人
合計		336 人	738 人

備 1 ※印を冠するものは、入学定員の一部について昼夜開講により教育を行う課程である。

2 ○印を冠するものには、第 60 条第 2 項に規定する標準修業年限を 3 年とする専攻のコースを含む。

第 3 節 入学

(入学資格)

第 57 条 修士課程及び専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) の 2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

- (8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設置された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (入学時期)

第58条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第1項第3号から第5号までに規定する者及び第72条又は第73条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学出願、入学手続等)

第59条 大学院の入学の出願、入学者の選抜及び入学手続等については、第33条から第36条までの規定を準用する。ただし、別に定めるところにより、博士課程においては、検定料を徴収しないことができる。

第4節 標準修業年限及び教育課程

(標準修業年限)

- 第60条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、第67条の規定により長期にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)の修業年限は3年とする。
- 2 専門職学位課程に、教育上の必要により修業年限が2年を超える専攻のコース(以下「長期在学のコース」という。)を置き、その標準修業年限は、前項本文の規定にかかわらず3年とする。
- 3 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程の編成方針)

第 60 条の 2 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第 61 条 大学院(専門職学位課程を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。
- 3 大学院において開設する授業科目、単位数、履修方法その他必要な事項は、別に定める。
- 4 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業の方法)

第 62 条 大学院の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学院においては、第 1 項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 62 条の 2 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、学生に対して、授業の方法及び内容、1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

- 4 専門職学位課程においては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 62 条の 3 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法、単位の授与等)

第 63 条 大学院の各授業科目の単位の基準、単位の授与及び成績評価については、第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(履修科目の登録の上限)

第 63 条の 2 専門職学位課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 前項の履修科目の登録の上限について必要な事項は、別に定める。

(他の大学における履修)

第 64 条 本学大学院(専門職学位課程を除く。)において教育研究上有益と認めるときは、他の大学との協定に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により他大学の大学院において修得した単位は、15 単位を超えないものとし、また、第 66 条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第 65 条 本学大学院(専門職学位課程を除く。)において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(既修得単位の取扱い)

第 66 条 本学大学院修士課程に入学した者が大学院を修了又は中途退学した者であるときは、その者が当該大学院において既に修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)のうち、教育上有益と認められる単位は、15 単位を超えないものとし、また、第 64 条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、本学大学院修士課程に入学した者のうち、外国の大学院を修了又は中途退学した者の外国の大学院において既に修得した単位について準用する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 67 条 修士課程及び専門職学位課程(長期在学のコースを除く。)の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の教育課程の履修等について必要な事項は、別に定める。

第 5 節 修了要件及び学位等

(修了要件)

第 68 条 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所定の 32 単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、別に定めるところにより、1 年 6 月以上在学すれば足りるものとする。

- 2 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に 2 年(長期在学のコースにあつては 3 年)以上在学し、所定の 46 単位以上の単位を修得することとする。

- 3 第 1 項本文及び前項の規定にかかわらず、前条に規定する長期履修学生の修了要件に係る在学期間は、3 年以上とする。

- 4 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、専門職学位課程に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者等について、修了要件として定められた単位のうち、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

- 5 博士課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の 22 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含み 3 年以上

(2) 修士課程において優れた業績を上げ、2 年未満の在学期間をもって修了した者又は標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(2 年を限度とする)を含み 3 年以上

(3) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が入学した場合にあつては、1 年(標準修業年限

が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上

(大学院における在学期間の短縮)

第68条の2 第66条の規定により本学大学院修士課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位規則)

第69条 前条に規定するもののほか、学位論文の審査、試験及び学位の授与について必要な事項は、別に定める。

(学位)

第70条 大学院の課程を修了した者に対しては、当該課程に応じて修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与する。

(取得資格)

第71条 修士課程及び専門職学位課程において取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、次のとおりとする。

専攻	取得することができる教員の免許状取得の所要資格
人間 発達 教育 専攻	幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教)、高等学校教諭専修免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教、情報、福祉)、養護教諭専修免許状
特別 支援 教育 専攻	特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)、特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)
教育 実践 高度 化専 攻	幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教)、高等学校教諭専修免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教、情報、福祉)

- 2 前項に規定する教員の免許状の取得の所要資格に係る授業科目の履修及び単位の修得その他必要な事項は、別に定める。

第6節 転入学及び再入学

(転入学)

- 第72条 他の大学院に現に在学する者で、転入学を志願する者があるときは、選考の上、転入学を許可することができる。

(再入学)

- 第73条 第83条の規定により、大学院を中途において退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学、再入学手続等)

- 第74条 第33条から第36条までの規定は、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転入学、再入学者の修業年限等)

- 第75条 第72条又は第73条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、修得した単位の取扱い及び修業年限は、別に定める。

第7節 在学年限

(在学年限)

- 第76条 修士課程及び専門職学位課程の学生は、4年(長期在学のコースにあつては5年)を超えて在学することができない。ただし、第67条に規定する長期履修学生は、5年を超えて在学することができない。

- 2 博士課程の学生は、6年を超えて在学することができない。
- 3 第72条又は第73条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の在学することができる年限は、別に定める。

第4章 休学、転学、留学及び退学等

第1節 休学及び復学

(休学)

- 第77条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、疾病その他特別の理由により、修学することが不適當と認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第78条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度とし更に延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(休学期間の取扱い)

第 79 条 休学期間は、第 37 条及び第 60 条に規定する修業年限、第 53 条及び第 75 条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限又は第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第 80 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第 2 節 転学、留学及び退学

(転学)

第 81 条 他の大学に入学し、又は転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 82 条 外国の大学等で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項に規定する留学期間は、第 37 条及び第 60 条に規定する修業年限、第 53 条及び第 75 条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限又は第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限に算入することができる。

3 第 43 条第 2 項及び第 64 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定によって留学し、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(退学)

第 83 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第 3 節 除籍

(除籍)

第 84 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 78 条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部について免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 休学の許可を得ず、若しくは休学を命じられることなく、又は正当な理由がなく卒業又は修了要件として定められた単位数の 10 分の 1 以上の単位を学年間において修得できなかった者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料等の額等)

第 85 条 検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法は，国立大学法人兵庫教育大学
授業料その他の費用に関する規程(平成 16 年規程第 64 号)の定めるところによる。

(検定料免除，不徴収)

第 85 条の 2 被災等により検定料の納付が困難な者については，申請により検定料の全
部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか，学長が特に必要があると認める場合は，検定料の全部を免
除又は不徴収とすることができる。

3 検定料の免除及び不徴収の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

(入学料免除，徴収猶予)

第 86 条 入学料の納付が困難な者については，申請により入学料の全部若しくは一部を
免除し，又は徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は，免除又は徴収猶予を許可し，
又は不許可とするまでの間は，その徴収を猶予する。

3 入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

(休学の場合の授業料)

第 87 条 休学を許可され，又は休学を命じられた者については，休学した日の属する月
の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。

(停学の場合の授業料)

第 87 条の 2 第 98 条第 2 項に規定する停学を命じられた者の停学期間中の授業料は，徴
収する。

(授業料免除，徴収猶予)

第 88 条 経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業が優秀な者又はその他やむ
を得ない事情があると認められる者については，授業料の全部若しくは一部を免除し，
又は徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか，学長が特に必要があると認める場合は，授業料の全部若し
くは一部を免除することができる。

3 授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生等の検定料等)

第 89 条 科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生の検定料，入学料及び
授業料並びに徴収方法等について必要な事項は，別に定める。

(納付した検定料等)

第 90 条 納付した検定料，入学料又は授業料は，返還しない。ただし，別に定める場合
はこの限りではない。

第 6 章 科目等履修生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第 91 条 本学において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 前項の単位の授与については、第 40 条から第 42 条及び第 63 条の規定を準用する。
(特別聴講学生)

第 92 条 他の大学の学生で、本学における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。
(特別研究学生)

第 93 条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。
(研究生)

第 94 条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
2 研究生となることができる者の入学資格については、別に定める。
(外国人留学生)

第 95 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選抜又は選考の上入学を許可することができる。
(科目等履修生等の詳細)

第 96 条 前 5 条に規定するもののほか、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究生及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 97 条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰する。

(懲戒)

第 98 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第 2 項に規定する停学の期間は、第 37 条及び第 60 条に規定する修業年限又は第 53 条及び第 75 条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限に算入せず、第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限に算入する。ただし、停学の期間が 1 月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

第 8 章 公開講座等

(公開講座等)

第 99 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 学生居住施設

(学生居住施設)

第 100 条 本学に、学生居住施設を置く。

2 学生居住施設について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、第 71 条の規定にかかわらず、昭和 55 年 3 月 31 日制定の兵庫教育大学学則第 58 条の規定によるものとする。
- 3 平成 16 年 4 月 1 日前に学校教育学部及び大学院の学生並びに科目等履修生として在学中の者については、第 42 条、第 63 条及び第 91 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 55 年 3 月 31 日制定の兵庫教育大学学則第 34 条、第 53 条及び第 78 条第 2 項の規定によるものとする。
- 4 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 16 年度の学校教育研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	収容定員
学校教育研究科・修士課程	学校教育専攻	230 人
	障害児教育専攻	50 人
	教科・領域教育専攻	320 人
	計	600 人

附 則(平成 16 年 8 月 4 日)

この学則は、平成 16 年 8 月 4 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日)

この学則は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 9 日)

この学則は、平成 17 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 大学院修士課程学校教育研究科障害児教育専攻は、改正後の第56条の規定にかかわらず、平成17年4月1日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成17年4月1日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第71条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月5日)

この学則は、平成17年4月5日から施行する。

附 則(平成17年5月11日)

この学則は、平成17年5月11日から施行する。

附 則(平成17年6月8日)

この学則は、平成17年6月8日から施行する。

附 則(平成17年11月9日)

この学則は、平成17年11月9日から施行する。ただし、第31条第5号の改正規定は、平成17年12月1日から施行し、第57条第1項第2号の改正規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成17年12月14日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月11日)

この学則は、平成18年1月11日から施行する。

附 則(平成18年3月8日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大学院修士課程学校教育研究科の学校教育専攻、特別支援教育専攻及び教科・領域教育専攻は、改正後の第56条の規定にかかわらず、平成18年4月1日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第56条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成18年度の大学院学校教育研究科の専攻並びに収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	収容定員
学校教育研究科・修士課程	学校教育学専攻	130人
	学校教育専攻	125人

	特別支援教育学専攻	30 人
	特別支援教育専攻	25 人
	教科・領域教育学専攻	140 人
	教科・領域教育専攻	150 人
	計	600 人

- 4 平成 18 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 7 月 12 日)

- この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 19 年度及び平成 20 年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 19 年度	平成 20 年度
学校教育研究科・修士課程	学校教育学専攻	210 人	160 人
	特別支援教育学専攻	60 人	60 人
	教科・領域教育学専攻	230 人	180 人
	学校指導職専攻	20 人	40 人
	教育実践高度化専攻	80 人	160 人
	計	600 人	600 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	24 人	24 人
	教科教育実践学専攻	48 人	48 人
	計	72 人	72 人
合計		672 人	672 人

附 則(平成 18 年 11 月 8 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 6 日)

- この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 博士課程において優れた研究業績を上げた者の修了要件に係る在学年数については、第 68 条第 4 項の規定にかかわらず、当分の間、同項第 1 号及び第 2 号中「3 年以上」とあるのは「4 年以上」と、同項第 3 号中「1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上」とあるのは「2 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、4 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上」とする。

附 則(平成 19 年 1 月 17 日)

この学則は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、改正後の第 42 条及び第 49 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 19 年 4 月 1 日前に学校教育研究科 of 学生として在学中の者については、第 63 条において準用する改正後の第 42 条の規定並びに改正後の第 68 条及び第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 11 月 14 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 12 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 16 日)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条、第 57 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 1 号の改正規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。この場合において、第 57 条第 1 項第 2 号中「学校教育法第 104 条第 4 項」とあるのは、平成 20 年 3 月 31 日までは「学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項」と読み替えて適用する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 20 年度及び平成 21 年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 20 年度	平成 21 年度
学校教育研究科・修士課程	学校教育学専攻	160 人	160 人
	特別支援教育学専攻	60 人	60 人
	教科・領域教育学専攻	180 人	180 人
	学校指導職専攻	20 人	
	教育実践高度化専攻	80 人	30 人
	計	500 人	430 人
学校教育研究科・専門職学位課程	教育実践高度化専攻	100 人	200 人
	計	100 人	200 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	24 人	24 人
	教科教育実践学専攻	48 人	48 人
	計	72 人	72 人

合計	672 人	702 人
----	-------	-------

- 3 大学院学校教育研究科修士課程の学校指導職専攻及び教育実践高度化専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成 20 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 60 条第 2 項、第 68 条第 1 項及び第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 4 月 1 日前に学校教育学部学生として在学中の者については、改正後の第 46 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日前に連合学校教育学研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 68 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 10 日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 21 年度及び平成 22 年度の連合学校教育学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 21 年度	平成 22 年度
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	22 人	20 人
	先端課題実践開発専攻	4 人	8 人
	教科教育実践学専攻	46 人	44 人
	計	72 人	72 人

附 則(平成 21 年 3 月 11 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 9 日)

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 11 日)

この学則は、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 10 日)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 8 日)

この学則は、平成 22 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日)

この学則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 9 日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 23 年度の学校教育研究科修士課程の専攻及び収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専 攻	収容定員
学校教育研究科・修士課程	人間発達教育専攻	80 人
	特別支援教育専攻	30 人
	教育内容・方法開発専攻	90 人
	学校教育学専攻	80 人
	特別支援教育学専攻	30 人
	教科・領域教育学専攻	90 人
	計	400 人

- 3 学校教育研究科修士課程の学校教育学専攻、特別支援教育学専攻及び教科・領域教育学専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成 23 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 16 日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 4 日)

この学則は、平成 25 年 4 月 4 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 14 日)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 13 日)

この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 13 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 28 年度及び平成 29 年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 28 年度	平成 29 年度
学校教育研究科・修士課程	人間発達教育専攻	160 人	160 人
	特別支援教育専攻	60 人	60 人
	教科教育実践開発専攻	90 人	180 人
	教育内容・方法開発専攻	90 人	0 人
	計	400 人	400 人
学校教育研究科・専門職学位課程	教育実践高度化専攻	230 人	230 人
	計	230 人	230 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	22 人	26 人
	先端課題実践開発専攻	13 人	14 人
	教科教育実践学専攻	45 人	48 人
	計	80 人	88 人
合計		710 人	718 人

- 3 学校教育研究科修士課程の教育内容・方法開発専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成 28 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日前に学校教育研究科専門職学位課程の学生として在学中の者については、改正後の第 68 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 5 月 11 日)

この学則は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 12 日)

この学則は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 13 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 12 日)

この学則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 12 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 31 年度及び平成 32 年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 31 年度	平成 32 年度
学校教育研究科・修士課程	※人間発達教育専攻	195 人	230 人
	特別支援教育専攻	60 人	60 人
	※教科教育実践開発専攻	90 人	0 人
	計	345 人	290 人
学校教育研究科・専門職学位課程	※○教育実践高度化専攻	285 人	340 人
	計	285 人	340 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	32 人	34 人
	先端課題実践開発専攻	16 人	17 人
	教科教育実践学専攻	52 人	53 人
	計	100 人	104 人
合計		730 人	734 人

- 3 学校教育研究科修士課程の教科教育実践開発専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 31 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成 31 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 11 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和2年4月1日前に学校教育学部学生として在籍中の者については、改正後の第49条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月17日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前に学校教育研究科修士課程の学生として在学中の者については、改正後の第64条第2項、第66条第1項及び第68条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年1月21日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月16日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

○兵庫教育大学学位規則

(昭和 55 年 3 月 31 日規則第 4 号)

改正 昭和 56 年 11 月 4 日規則第 5 号 昭和 57 年 4 月 1 日規則第 2 号	
昭和 61 年 11 月 19 日規則第 5 号	平成 2 年 5 月 9 日規則第 2 号
平成 3 年 10 月 16 日規則第 3 号	平成 8 年 4 月 1 日規則第 4 号
平成 13 年 1 月 6 日規則第 1 号	平成 14 年 10 月 9 日規則第 5 号
平成 16 年 4 月 1 日	平成 17 年 2 月 9 日
平成 17 年 3 月 9 日	平成 17 年 4 月 5 日
平成 18 年 3 月 8 日	平成 19 年 3 月 14 日
平成 20 年 3 月 11 日	平成 21 年 6 月 17 日
平成 25 年 5 月 8 日	平成 27 年 3 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項及び国立大学法人兵庫教育大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)に基づき、兵庫教育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、学則第 48 条の規定に基づき、学校教育学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、学校教育研究科修士課程(以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、連合学校教育学研究科博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項の規定に定めるもののほか、当該研究科が行う学位論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者についても授与することができる。

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第 6 条 教職修士(専門職)の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、学校教育研究科専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(在学者の学位論文の提出)

第 7 条 修士課程及び博士課程に在学する者は、学位論文(修士課程にあつては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果をいう。以下同じ。)等を当該研究科長に提出するものとする。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文等を当該研究科長を経て学長に提出する。

(退学者の学位論文の提出)

第9条 博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。

(受理論文)

第10条 受理した学位論文は、返還しない。

(提出手続)

第11条 前4条に規定するもののほか、学位論文の提出について必要な事項は、別に定める。

(審査手続)

第12条 研究科長は、第7条の規定により、学位論文を受理したときは、論文の審査を当該研究科教授会に付託しなければならない。

2 学長は、第8条及び第9条の規定により、学位論文を受理したときは、論文の審査を当該研究科長を経て当該研究科教授会に付託しなければならない。

3 研究科教授会は、前2項の規定により論文の審査の付託を受けたときは、論文審査委員会を設置し、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行わせるものとする。

(論文審査委員会)

第13条 修士の論文審査委員会は、学位論文の審査申請を行った学生の主任指導教員及び指導教員を含む、研究指導又は研究指導の補助を担当する3人以上の教員をもって組織する。ただし、研究指導を担当する教員は2人以上とし、主任指導教員及び指導教員以外の者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 当該学生の専攻又は専攻のコースに所属する教員

(2) 当該論文の内容と関連するコースに所属する教員

2 博士の論文審査委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 第7条の規定により、学位論文の審査申請があったとき

ア 学位論文の審査申請を行った学生の主指導教員

イ 当該論文の内容と関連するコースに所属する主指導教員有資格者 4人

(2) 第8条及び第9条の規定により、学位論文の審査申請があったとき

ア 推薦教員(主指導教員有資格者に限る。)

イ 当該論文の内容と関連するコースに所属する主指導教員有資格者 4人

3 研究科教授会が当該論文の審査に必要があると認めるときは、前2項に規定する者のほか、研究科担当を命じられた教員の参加を求め、又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第14条 第7条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

2 第8条及び第9条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(主査)

第15条 論文審査委員会に主査及び副主査を置く。

(審査及び最終試験又は学力の確認)

第16条 論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うものとする。

2 第7条の規定により、学位論文の審査申請のあった者に対する最終試験は、学位論文の審査に合格した者に対し、当該学位論文を中心として関連のある科目又は専門分野等について行うものとする。

3 第8条及び第9条の規定により、学位論文の審査申請のあった者に対する学力の確認は、学位論文の審査に合格した者に対し、学位論文に関連のある専門分野等について行うものとする。ただし、博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学の日から3年以内に学位を申請するときは、第5条の規定に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

4 最終試験及び学力の確認は、口述又は筆記により行うものとする。

(結果報告)

第17条 論文審査委員会が、学位論文の審査並びに最終試験及び学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を当該研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

第18条 研究科教授会は、修士、博士及び教職修士(専門職)の学位授与の可否を議決する。

2 学位授与を可とする判定は、研究科教授会構成員(出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の同意を得て行う。

(学長への報告)

第19条 研究科教授会において、学位授与の可否を議決したときは、当該研究科長は、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、前条の規定による報告を参考に、学位を授与することを決定するものとする。

2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の名称)

第20条の2 学士、修士及び博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「学校教育学」と付記する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を「学術」と付記することができる。ただし、先端課題実践開発専攻の課程を修了した者に係る学位にあつては、この限りでない。

(学位論文要旨及び審査要旨の公表)

第21条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前から既に公表している場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学においてインターネットの利用により行うものとする。

(学位記)

第23条 学長は、第3条に規定する者に対して学位記を交付する。

- 2 学長は、第20条の規定により学位授与の決定を行った者に対して学位記を交付する。

- 3 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位名称使用)

第24条 学位の授与を受けた者が、当該学位の名称を使用するときは、「兵庫教育大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第25条 学長は、学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該研究科教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、又は撤回し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法により、学位の授与を受けたことが判明したとき。

- (2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為を行ったとき。

- 2 前項に規定する学位の授与の取り消し、又は撤回の公表は、学報に登載し、又は学内に掲示して行う。

- 3 第18条第2項及び第19条の規定は、第1項の規定により学位の授与を取り消し、又は撤回する場合に準用する。この場合において、第18条第2項及び第19条中「学位授与」とあるのは、「学位授与の取り消し、又は撤回」と読み替えるものとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位論文の審査等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年11月4日規則第5号)

この規則は、昭和56年11月5日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規則第2号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年11月19日規則第5号)

この規則は、昭和61年11月19日から施行する。

附 則(平成2年5月9日規則第2号)

この規則は、平成2年5月9日から施行する。

附 則(平成3年10月16日規則第3号)

この規則は、平成3年10月16日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成8年4月1日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月6日規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年10月9日規則第5号)

この規則は、平成14年10月9日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月9日)

この規則は、平成17年2月9日から施行する。

附 則(平成17年3月9日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月5日)

この規則は、平成17年4月5日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 8 日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日前に学校教育研究科修士課程の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 4 月 1 日前に学校教育研究科修士課程の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 6 月 17 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 8 日)

この規則は、平成 25 年 5 月 8 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第23条関係）

学位記

				学第	号	
	学	位	記			
大学印			氏名	年	月	日生
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（学校教育学）の学位を授与する						
		年	月	日		
			兵庫教育大学長		印	

				修第	号	
	学	位	記			
大学印			氏名	年	月	日生
本学大学院学校教育研究科〇〇〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（学校教育学）の学位を授与する						
		年	月	日		
			兵庫教育大学長		印	

	学 位 記	専 第	号
大学印		氏 名	年 月 日生
本学大学院学校教育研究科〇〇〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので教職修 士（専門職）の学位を授与する			
年 月 日		兵庫教育大学長 印	

	学 位 記	博 甲 第	号
大学印		氏 名	年 月 日生
本学大学院連合学校教育学研究科〇〇〇〇専攻の研究指導を〇〇〇〇大学におい て受け所定の単位を修得し学位論文審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇〇 〇〇）の学位を授与する			
年 月 日		兵庫教育大学長 印	

博乙第

号

学位記

大学印

氏名

年

月

日生

本学に学位論文を提出し大学院連合学校教育学研究科の審査及び試験に合格した
ので博士（○○○○○）の学位を授与する

年

月

日

兵庫教育大学長

印

○兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程

(昭和 55 年 3 月 31 日規程第 2 号)

改正	昭和 56 年 3 月 31 日規程第 4 号	昭和 57 年 4 月 1 日規程第 6 号	昭和 61 年 4 月 1 日規程第 4 号
	平成 2 年 3 月 16 日規程第 4 号	平成 2 年 12 月 12 日規程第 12 号	平成 3 年 4 月 8 日規程第 5 号
	平成 4 年 3 月 16 日規程第 4 号	平成 5 年 3 月 5 日規程第 4 号	平成 6 年 3 月 31 日規程第 5 号
	平成 7 年 2 月 8 日規程第 3 号	平成 8 年 3 月 22 日規程第 1 号	平成 8 年 4 月 1 日規程第 11 号
	平成 9 年 2 月 18 日規程第 2 号	平成 10 年 3 月 9 日規程第 3 号	平成 11 年 3 月 10 日規程第 4 号
	平成 12 年 3 月 31 日規程第 18 号	平成 13 年 3 月 14 日規程第 10 号	平成 14 年 3 月 31 日規程第 5 号
	平成 15 年 3 月 17 日規程第 7 号	平成 16 年 4 月 1 日	平成 16 年 7 月 14 日
	平成 16 年 10 月 13 日	平成 17 年 3 月 9 日	平成 17 年 5 月 11 日
	平成 18 年 3 月 8 日	平成 18 年 7 月 12 日	平成 19 年 3 月 14 日
	平成 19 年 9 月 4 日	平成 20 年 3 月 11 日	平成 21 年 3 月 11 日
	平成 22 年 3 月 10 日	平成 23 年 3 月 14 日	平成 24 年 2 月 8 日
	平成 25 年 4 月 4 日	平成 26 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 11 日
	平成 28 年 1 月 13 日	平成 28 年 3 月 15 日	平成 29 年 3 月 14 日
	平成 30 年 3 月 14 日	平成 31 年 3 月 13 日	令和 2 年 3 月 11 日
	令和 3 年 3 月 17 日	令和 3 年 11 月 10 日	令和 3 年 12 月 8 日
	令和 4 年 3 月 16 日	令和 5 年 3 月	日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)に基づき、本学大学院学校教育研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

(専攻のコース)

第 2 条 本学大学院修士課程及び専門職学位課程の目的に沿い学校教育の実践に関する総合的研究を行い、その基盤の上に各分野に係る専門研究を推進するため、学生の主たる専攻のコースを別表第 1 のとおり設ける。

(授業科目の区分)

第 3 条 教育研究の充実を図るため、人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻については別表第 2、教育実践高度化専攻については別表第 3 のとおり授業科目を区分する。

(授業科目、単位数、授業の方法、履修方法等)

第 4 条 前条の授業科目の区分に属する授業科目及びその単位数、授業の方法、履修方法等は、人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻については別表第 4、教育実践高度化専攻については別表第 5 のとおりとする。

第 4 条の 2 教育実践高度化専攻小学校教員養成特別コースに所属する学生、中学校及び高等学校の教員の免許状(数学又は理科)の所要資格を得させることを目的として置く理数系教員養成特別プログラムの受講を許可された学生並びに小学校又は中学校の教員

の免許状(国語, 社会, 数学, 理科又は英語)の所要資格を得させることを目的として置く小中連携教育プログラムの受講を許可された学生は, 本学学校教育学部において開設する授業科目のうち, 別に定める小学校, 中学校又は高等学校の教員の免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定による本学学校教育学部における授業科目の履修方法等について必要な事項は, 別に定める。
- 3 前2項の規定により授業科目を履修し, 当該授業科目の定期試験に合格した者には, 所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第4条の3 学則第63条において準用する学則第40条第1項第4号の基準により単位数を計算する授業科目(単位数の計算の基準が同じ授業の方法を併用するものを除く。)及びその計算方法は, 別表第5の2のとおりとする。

(修了に必要な単位数等)

第5条 学校教育研究科の修了に必要な単位数は, 人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻については別表第6, 教育実践高度化専攻については別表第7のとおりとする。

- 2 学則第68条第4項の規定による教職経験を有する者等に係る実習により修得する単位の免除の方法等について必要な事項は, 別に定める。

第5条の2 前条に規定するもののほか, 教育実践高度化専攻小学校教員養成特別コースに所属する学生が修了するためには, 小学校教員専修免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければならない。

(教員の免許状)

第6条 学校教育研究科において, 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い, 所定の単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は, 別表第8のとおりとする。

(履修の登録)

第7条 学生は, 当該学年内に履修しようとする授業科目について, 別に定めるところに従い履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録をしていない授業科目は, 履修し, 試験を受けることができない。
- 3 既に単位を修得した授業科目は, 再履修することができない。

第7条の2 教育実践高度化専攻に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は, 40単位とする。

(定期試験)

第8条 定期試験は, 当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

- 2 教育上必要と認めるときは, 前項の規定にかかわらず定期試験を学年末に行うことができる。

- 3 定期試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

(追試験、再試験)

第9条 定期試験の追試験は行わない。ただし、疾病その他やむを得ない理由があると授業担当教員が認めた場合は、追試験を行うことができる。

- 2 定期試験及び追試験の再試験は行わない。ただし、特別の事情があると大学院学校教育研究科教務委員会が認めた場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

第10条 前2条に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、その者の当該授業科目に係る成績を不合格とする。

(成績の評語)

第11条 成績の評語は、S(90点以上100点以下)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びF(60点未満)とする。

(単位の授与を受ける資格)

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する学生は、単位の授与を受ける資格がないものとする。

- (1) 当該授業科目の履修登録をしていない者
- (2) 当該学期に休学した者
- (3) 当該学期に停学（停学の期間が1月を超えない場合を除く。）となった者
- (4) 当該学期の途中で退学した者

(授業料未納除籍とされた者が履修した授業科目に係る単位の授与)

第11条の3 学則第84条第1号の規定により除籍された者が授業料未納期間に履修した授業科目については、単位を与えない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日規程第4号)

この規程は、昭和56年4月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年4月1日規程第6号)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規程第4号)

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月31日に大学院の学生として在学中の者については、この規程による改正後の兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月16日規程第4号)

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成2年12月12日規程第12号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月8日規程第5号)

この規程は、平成3年4月8日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年3月16日規程第4号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月5日規程第4号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規程第5号)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、兵庫教育大学大学院学校教育学研究科履修規程別表5(第6条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年2月8日規程第3号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月22日規程第1号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規程第11号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年2月18日規程第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月9日規程第3号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月10日規程第4号)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日規程第18号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月14日規程第10号)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、改正後の兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第1及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、また改正後の同規程別表第3欄外の規定中「教育臨床心理コース」とあるのは、「教育臨床コース」と読み替えるものとする。

附 則(平成14年3月31日規程第5号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、改正後の兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第3(第4条関係)2専攻科目(2)専門科目(専門分野)の障害児教育の項及び別表第5(第6条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月17日規程第7号)

この規程は、平成15年7月9日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 7 月 14 日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 10 月 13 日)

この規程は、平成 16 年 10 月 13 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 9 日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育基礎コース、教育経営コース、教育方法コース、生徒指導コースについては、改正後の兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第 1(第 2 条関係)の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日前に当該コースに在学する者が、当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 17 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、改正後の兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第 3(第 4 条関係)2 専攻科目(2)専門科目(専門分野)の学校教育専攻教育コミュニケーションコース、スクールリーダーコース、教育内容・方法開発コース、生徒指導実践コース並びに特別支援教育専攻の項、別表第 4(第 5 条関係)及び別表第 5(第 6 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 5 月 11 日)

この規程は、平成 17 年 5 月 11 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 3 月 8 日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、別表第 3「4 小学校教員養成プログラム対象科目」及び別表第 4「備考」の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 7 月 12 日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

- 3 教育実践高度化専攻授業実践リーダーコース及び心の教育実践コースに所属する学生のうち3年以上の教職経験を有する者の実習科目の履修方法及び修了に必要な単位数については、別表5(第4条関係)及び別表7(第5条関係)の規定にかかわらず、別に定める。

附 則(平成19年9月4日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月11日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月11日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、改正後の兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第4(第4条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月10日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月14日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月8日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 4 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 4 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、第 7 条、第 9 条、第 11 条の 2 及び第 11 条の 3 の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし、別表第 5（第 4 条関係）の改正規定中「包括的児童生徒支援のためのアセスメント」の授業の方法に係る規定は、平成 24 年度に入学した者に適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 13 日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 1 月 13 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 14 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月13日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月11日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月17日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年11月10日)

この規程は、令和3年11月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年12月8日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月16日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月 日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

専攻	コース	
人間発達教育専攻	教育コミュニケーションコース	昼間クラス
		夜間クラス
	幼年教育・発達支援コース	昼間クラス
		夜間クラス
	学校心理・学校健康教育・発達支援コース	昼間クラス
		夜間クラス
	臨床心理学コース	昼間クラス 夜間クラス
	芸術表現系教育コース	昼間クラス
		夜間クラス
	生活・健康・情報系教育コース	昼間クラス
		夜間クラス
特別支援教育専攻	障害科学コース	昼間クラス
	発達障害支援実践コース	昼間クラス
教育実践高度化専攻	学校経営コース	昼間クラス
		夜間クラス
	教育方法・生徒指導マネジメントコース	昼間クラス
		夜間クラス
	言語系教科マネジメントコース	昼間クラス
		夜間クラス
	社会系教科マネジメントコース	昼間クラス
		夜間クラス
	理数系教科マネジメントコース	昼間クラス
		夜間クラス
	※ 小学校教員養成特別コース	昼間クラス
	教育政策リーダーコース	夜間クラス
	グローバル化推進教育リーダーコース	昼間クラス
		夜間クラス
	学校教育コース	夜間クラス

備考※印を冠するものは、学則第60条第2項に規定する標準修業年限を3年とする長期在学のコース（以下「3年制コース」）及び同年限を2年とするコース（以下「2年制コース」）とする。

別表第2(第3条関係)

人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻

区分			内容
共通科目			「教育学」「心理学」の理念・理論等を扱う科目として開設する。
専攻科目	専門科目	専門領域科目群	高度の専門性を得させ、専門職としての能力を向上させるため、専門領域の諸科学を学ぶ科目群を人間発達教育専攻の各コースにおいて開設する。
		広領域科目群	多様化する教育課題・知識基盤社会への対応を図り、より広い視野から教育研究が行えるよう、隣接する分野・領域等を横断する広領域的な内容を取り

		扱う科目群を人間発達教育専攻において開設する。
	特別支援教育の理論と実践を学ぶ科目群	教員としての高度の専門性を得させ、専門職としての能力を向上させるため、理論と実践を学ぶ科目群を特別支援教育専攻の各コースにおいて開設する。
	特別支援教育を多面的に理解する科目群	多様化する教育課題への対応を図り、より広い視野から教育研究が行えるよう、多面的に理解する科目群を特別支援教育専攻において開設する。
	探究力を養成する課題研究	各学生のもつ研究課題に配慮し、開設する。
	外国人留学生専門科目	外国人留学生に対する授業科目として開設する。
交流科目		単位互換協定に基づき、他の大学院において履修する授業科目とする。
外国人留学生対象科目		外国人留学生に対する授業科目として開設する。

別表第3(第3条関係)

教育実践高度化専攻

区分	内容
共通基礎科目	学校現場における中核的・指導的役割を果たし得る教員の基盤となる領域として、次の5領域を設定し、開設する。 (1) 「教育課程の編成・実施に関する領域」 (2) 「教科等の実践的な指導方法に関する領域」 (3) 「生徒指導、教育相談に関する領域」 (4) 「学級経営、学校経営に関する領域」 (5) 「学校教育と教員の在り方に関する領域」
専門科目	具体的な事例に関する知識を、基礎理論を基に構造的、かつ体系的に捉えることのできる資質・能力を通じて、学校現場の諸課題等に取り組むことのできる実践研究の力量を育成する。そのため、科目設定にあたっては、各コースの特色や指導目標に沿って、各学生の関心領域に応じた科目や、学校現場等における今日的課題を設定し、その解決の研究に必要な、学問分野の枠を越えた科目として設定し、開設する。
教育実践研究科目／リフレクション科目	自らの経験・問題意識を踏まえ、学校現場の諸課題等について、解決・探究するための実践的な研究を計画し、実施するための高度な専門的力量的育成を目指し、専攻・コースごとに開設する。 リフレクション科目については、学習指導や生徒指導等の日頃の学校現場での教育実践を客観的・科学的に検証し、教育実践の改善につなげることを目指し、学校教育コースで開設する。
外国人留学生専門科目	外国人留学生（国際貢献型B型）に対する授業科目として開設する。
実習科目	実践的指導力の強化を図るため、学校や教育行政現場等の教育活動等全体について総合的に体験し、考察するために各専攻・コースごとに開設する。
プログラム開設科目	理数系教員養成特別プログラム 理数系教員養成特別プログラム受講生に対する授業科目として開設する。 研究力向上特別プログラム 研究力向上特別プログラム受講生に対する授業科目として開設する。

別表第4(第4条関係)

人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻

1 共通科目

授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
教育の歴史と教育理論の展開	2	講	各専攻の学生は、2単位以上を修得すること。
子どもの発達と学校の関わり	2	講	
学校における防災教育と心のケア	2	講	

2 専攻科目

(1) 専門科目(専門領域科目群)

コース	授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
教育コミュニケーション	教育コミュニケーション実践論	2	演	人間発達教育専攻に所属する学生は、自己の所属するコースで開設する授業科目のうちから14単位以上を修得すること。
	教師－子ども関係の思想	2	講・演	
	教えと学びの哲学	2	講・演	
	教育文化の歴史	2	講・演	
	教えと学びの社会学	2	講・演	
	かかわりの発達心理学	2	講・演	
	教えと学びの心理学	2	講・演	
	多文化共生の社会学	2	講・演	
幼年教育・発達支援	幼年期のカリキュラム論と保育・教育方法	2	講	
	幼年期の教育支援と職能開発	2	演	
	乳幼児の発達と心理	2	講・演	
	幼年期の心理学方法論(量的研究法)	2	演	
	幼年期の心理学方法論(質的研究法)	2	演	
	子育て相談支援論	2	演	
	幼児の生活と健康	2	講	
	幼児の生活論演習	2	演	
	幼児の生活と表現	2	講	
	子育て支援内容開発論	2	演	
	幼年期の子育て支援演習	2	演	
	子ども家庭福祉論	2	講	
	子ども家庭福祉論演習	2	演	
学校心理・学校健康教育・発達支援	心理教育アセスメント	2	講・演	
	心理統計研究法	2	講・演	
	心理統計研究法演習	2	演	
	生徒指導と学校教育相談	2	講・演	
	子どもの発達支援	2	講・演	
	学校臨床心理学演習	2	演	
	子どものメンタルヘルス	2	講・演	

	教職員のストレスマネジメント	2	講・演
	情動・社会性発達論	2	講
	健康教育論	2	講・演
	衛生学・公衆衛生学研究	2	講
	学校保健研究	2	講
	子どものリスクと安全教育	2	講・演
	からだと心の健康	2	講
	食育の考え方と進め方	2	講・演
	運動指導の基礎と応用	2	演
	発達・学習支援特論	2	講・演
	キャリアカウンセリング特論	2	講・演
	発達アセスメントと支援	2	講・演
臨床心理学	臨床心理学の理論と方法	2	講
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	演
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	演
	臨床心理基礎実習	2	実
	臨床心理実習Ⅰ	1	実
	臨床心理実習Ⅱ	1	実
	心理実践実習	10	実
	臨床心理学特論	2	講・演
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	講
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	講
	臨床心理統計研究法	2	講
	行動分析学特論	2	講
	発達障害心理臨床特論	2	講
	トラウマ回復支援論Ⅰ	2	講
	トラウマ回復支援論Ⅱ	2	講
	被害者の心のケア	2	講
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	講
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	講
	投映法演習	1	演
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	講
	教育分野に関する理論と支援の展開	2	講
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	講
	心の健康教育に関する理論と実践	2	講
芸術表現系教育	音楽科の教材開発と実践研究	2	講
	音楽科カリキュラム研究	2	講・演

	音楽科授業の指導計画と教材研究の演習	2	講・演
	図画工作・美術科教育研究	2	講・演
	図画工作・美術科学習論	2	講・演
	音楽表現の知識と技能Ⅰ（声楽）	2	講・演
	音楽表現の知識と技能Ⅱ（鍵盤）	2	講・演
	音楽表現の知識と技能Ⅲ（器楽）	2	講・演
	音楽理論の基礎Ⅱ（創作）	2	講・演
	音楽表現の知識と技能Ⅳ（日本伝統音楽）	2	講・演
	音楽理論の基礎Ⅰ（ソルフェージュ）	2	講・演
	音楽表現の知識と技能Ⅴ（指揮）	2	講・演
	音楽教育の創意Ⅰ（声楽）	2	講・演
	音楽教育の創意Ⅱ（鍵盤）	2	講・演
	音楽教育の創意Ⅲ（器楽）	2	講・演
	音楽教育の創意Ⅳ（創作）	2	講・演
	造形活動の基礎Ⅰ（絵画）	2	講・演
	造形活動の基礎Ⅱ（彫塑）	2	講・演
	造形活動の基礎Ⅲ（デザイン）	2	講・演
	造形活動の基礎Ⅳ（工芸）	2	講・演
	美術史学の基礎と批評	2	講
	造形表現の知識と技能Ⅰ（絵画）	2	実
	造形表現の知識と技能Ⅱ（彫塑）	2	実
	造形表現の知識と技能Ⅲ（デザイン）	2	実
	造形表現の知識と技能Ⅳ（工芸）	2	実
	美術批評と「鑑賞」教育	2	講・演
	造形活動の基礎Ⅴ（版画）	2	演
生活・健康・情報系教育	保健体育科教育論	2	講
	保健体育科授業研究	2	講
	家庭科授業研究	2	講・演
	技術教育カリキュラム論	2	講・演
	技術教育授業研究	2	講・演
	からだと心の健康	2	講
	健康教育論	2	講・演
	学校保健研究	2	講
	衛生学・公衆衛生学研究	2	講
	子どものリスクと安全教育	2	講・演
	子どものメンタルヘルス	2	講・演
	教職員のストレスマネジメント	2	講・演
	身体運動科学	2	講・演
	スポーツ文化論	2	講
	スポーツ心理学	2	講・演
	食生活の科学と文化	2	講・演
	生活科学演習	2	演

	衣生活の科学と文化	2	講・演
	住生活の科学と文化	2	講・演
	電気・電子工学とものづくりの技術	2	講・演
	情報工学とプログラミングの技術	2	講・演
	運動指導の基礎と応用	2	演
	計測・制御システム教材研究	2	講・演
	エネルギー変換教材研究	2	講・演
	材料加工教材研究	2	講・演
	地域スポーツの運営と課題	2	講・演
	ライフスタイルと家族関係	2	講・演
	食育の考え方と進め方	2	講・演
	教育情報コミュニケーション	2	講・演
	情報活用実践論	2	講・演
	情報のモラル教育と学校のセキュリティ	2	講・演
	教育情報工学	2	講・演
	教育情報ネットワーク活用論	2	講・演
	情報教育論	2	講・演
	総合学習情報論	2	講・演
	情報化教育環境開発論	2	講・演
	教育の情報化とICT活用	2	講・演

(2) 専門科目（広領域科目群）

専攻	授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
人間発達教育	教育コミュニケーション論	2	講	人間発達教育専攻に所属する学生は、自己の所属する専攻で開設する授業科目のうちから2単位以上を修得すること。
	子育て支援総合研究	2	講・演	
	子ども理解と学級経営の心理学	2	講	
	保健医療分野に関する理論と支援の展開（児童青年精神病理学）	2	講・演	
	保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神保健学特論）	2	講	
	総合芸術表現研究	2	講・演	
	ライフスタイルと健康	2	講・演	
	ライフスタイルと環境	2	講・演	
	情報社会と生活	2	講・演	

(3) 専門科目（特別支援教育の理論と実践を学ぶ科目群）

コース	授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
障害科学	特別支援教育実践論	2	講	特別支援教育専攻に所属する学生は、自己の所属するコースで開設する授
	特別支援教育研究	2	講	
	特別支援教育史	2	講	

	特別支援教育課程論	2	講	業科目のうちから14単位以上を修得すること。
	聴覚障害児指導法	2	講	
	重複障害児指導論	2	講	
	肢体不自由児指導論	2	講	
	病弱児指導論	2	講	
	障害児心理学研究	2	講	
	聴覚障害児心理学研究	2	講	
	障害児教育基礎技能	2	講	
	聴覚障害児教育基礎技能	2	講	
	聴覚・音声検査法	2	演	
	特別支援心理学研究方法演習	2	演	
	障害児病理	2	講	
	言語病理学	2	講	
	視覚生理・病理	2	講・演	
	障害児保健研究	2	講	
	聴覚言語障害児臨床	2	講	
	障害児診断学	2	講	
	行動障害支援論	2	講	
	特別支援教育特論	2	講	
	特別支援教育方法演習	2	演	
	視覚障害児教育論	2	講・演	
	視覚障害児心理学特論	2	講・演	
	視覚障害児心理学研究	2	講・演	
	視覚障害児指導法	2	講	
	特別支援教育における学校臨床心理学演習	2	演	
発達障害支援実践	特別支援教育論	2	講	
	特別支援教育論文講読と研究方法	2	演	
	特別支援教育と教員間コミュニケーション	2	講・演	
	障害者福祉論	2	講	
	コーディネート概論	2	講	
	コーディネート研究	2	講	
	家族支援心理学	2	講	
	発達障害支援基礎実習	4	実	
	発達障害支援課題実習	6	実	

	発達神経医学	2	講	
	学習障害児指導法演習	2	演	
	行動支援法演習	2	演	
	言語・コミュニケーション指導法演習	2	演	
	個別の指導計画演習	2	演	
	発達障害支援ケース実習	4	実	
	発達障害支援アセスメント演習	4	演	

(4) 専門科目（特別支援教育を多面的に理解する科目群）

専攻	授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
特別支援教育	特別支援教育総論	2	講	特別支援教育専攻に所属する学生は、自己の所属する専攻で開設する授業科目のうちから2単位以上を修得すること。
	特別支援教育事例研究	2	演	
	障害児教育実地研究	3	講・実	
	発達障害研究	2	講	
	特別支援教育リーダーのための創発的コミュニケーション	2	講・演	
	特別支援教育と通常学級の授業づくり・学級経営	2	講	

(5) 探究力を養成する課題研究

授業科目	単位数	履修方法
課題研究	8	各自の研究課題に応じ、担当教員の指導のもとに、2年間(長期履修学生は3年間)を通して8単位を修得すること。

(6) 外国人留学生専門科目

授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
日本語教授法	2	講・演	外国人留学生のみ修得ができる。
比較教育学	2	講・演	

3 外国人留学生対象科目

授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
日本の教育事情	2	講	外国人留学生のみ修得ができる。また、修了の要件としての単位数には含まない。
日本語表現法	2	講・演	
日本語教育文法	2	講・演	

1. 昼間クラスに所属する学生は、指導教員及び授業科目担当教員が認めた場合限り、夜間クラスの授業のうちの専門科目のみを履修できることとする。ただし、自己が所属する専攻・コース以外の専攻・コースで開設する専門科目については、

夜間クラスに所属する学生の履修者がいない場合又は当該授業科目が当該年度に昼間クラスで開講される場合は、履修することができないこととする。

2. 夜間クラスに所属する学生は、昼間に開講する共通科目、専門科目を履修できることとする。なお、夜間クラスに所属する外国人留学生については、外国人留学生専門科目及び外国人留学生対象科目も履修できることとする。

別表第5(第4条関係)

教育実践高度化専攻
1 共通基礎科目

(1) 学校経営コース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2		2	講・演	各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。
	教育課程の制度的特質と課題	2		2	講・演	
教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	
	授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	
	授業におけるICT活用	2		2	講・演	
	初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
生徒指導、教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	
	学校における道德教育の実践研究	1		1	講・演	
学級経営、学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	
	児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	
学校教育と	教員の社会的役割と自己啓	1		1	講・演	

教員の在り方に関する領域	発				
	教員のための人権教育の理論と方法	1		1	講・演
	学校における特別支援教育への対応と方法	2		2	講・演
	小中連携教育論	1		1	講

(2) 教育方法・生徒指導マネジメントコース，言語系教科マネジメントコース，社会系教科マネジメントコース，理数系教科マネジメントコース，小学校教員養成特別コース，グローバル化推進教育リーダーコース及び学校教育コース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2		2	講・演	各領域から2単位以上，かつ10単位以上を修得すること。
	教育課程の制度的特質と課題	2		2	講・演	
教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	
	授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	
	授業におけるICT活用	2	2		講・演	
	初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
	初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	
生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	
	学校における道德教育の実践研究	1		1	講・演	
学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	
	児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	
学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1		1	講・演	
	教員のための人権教育の理論と方法	1		1	講・演	

領域	学校における特別支援教育 への対応と方法 小中連携教育論	2		2	講・演	
		1		1	講	

(3) 教育政策リーダーコース

領域	授業科目	単 位 数	必修・選 択の区分		授業の 方法	履修方法
			必修	選択		
教育課程の 編成・実施 に関する 領域	カリキュラム・マネジメン ト	2	2		講・演	各領域2単位以上、 かつ12単位以上を修 得すること。
教科等の 実践的な 指導方法に 関する領域	多様な授業方式・形態とそ の支援体制	2	2		講・演	
生徒指導、 教育相談に 関する領域	生徒指導の学校体制と教育 委員会の危機管理	2		2	講・演	
	特別支援教育の実際と改善 課題	2		2	講・演	
学級経営、 学校経営 に関する 領域	地域教育経営と教育委員会 の学校経営改善施策	2	2		講・演	
学校教育と 教員の 在り方に 関する 領域	現代教育の理念と背景 地域と学校	2		2	講・演	
		2		2	講・演	

2 専門科目（自コース及び教育実践研究科目）

(1) 学校経営コース

領域	授業科目	単 位 数	必修・選 択の区分		授業の 方法	履修方法
			必修	選択		
教育行財 政・法規 に関する 分野	学校・教育委員会の経営と 財務	2	2		講・演	24単位を修得するこ と。
	学校・教育委員会のEBPM （エビデンスに基づく政策 立案）と評価	2	2		講・演	
	教育法規の理論と実践演習	2	2		講・演	
学校組織	学校マネジメントによる組	2	2		講・演	

開発に 関する分野	組織活性化 教職員の人材育成システムの 構築と運用	2	2		講・演	
学校経営 実践に 関する分野	学校・地域協働の理論とデ ザイン	2	2		講・演	
	カリキュラム・マネジメン トと学校のオープン・イノ ベーション	2	2		講・演	
	学校危機管理の理論と実践 演習	2	2		講・演	
	学校経営・教育行財政基礎 演習	1		1	演	
	学校経営・教育行財政応用 演習	1		1	演	
フィールド ワーク	学校経営・教育行財政実践 課題研究Ⅰ（教育調査法） ＊	2	2		講・演	
	学校経営・教育行財政実践 課題研究Ⅱ（先進事例研 究）＊	2	2		講・演	
	学校経営・教育行財政実践 課題研究Ⅲ（改善プランの 構想）＊	2	2		講・演	
	学校経営・教育行財政実践 課題研究Ⅳ（改善プランの 開発）＊	2	2		講・演	

＊印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

(2) 教育方法・生徒指導マネジメントコース

領域	授業科目	単 位 数	必修・選 択の区分		授業の 方法	履修方法
			必修	選択		
授業実践 開発分野	学習指導と授業デザイン	2		2	講・演	18 単位以上を修得す ること。
	授業研究の理論と実践	2		2	講・演	
	学校カリキュラムのデザイ ンと評価	2		2	講・演	
	教師発達とメンタリング	2		2	講・演	
	道德教育及び道德授業の理 論と実際	2		2	講・演	
	総合学習の理論構築と実践 力形成	2		2	講・演	

生徒指導 実践開発 分野	生徒指導とキャリア教育	2		2	講・演
	教育相談の理論と技能開発	2		2	講・演
	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演
	社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1		1	講・演
	特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2		2	講・演
実践研究に 関する 分野	学校におけるデータの取り方と分析	1		1	講・演
	学校における質的研究のデザインと方法	1		1	講・演
	教育方法・生徒指導マネジメント演習Ⅰ	2		2	講・演
	教育方法・生徒指導マネジメント演習Ⅱ	2		2	講・演
	教育方法・生徒指導における実践研究Ⅰ *	4	4		演
	教育方法・生徒指導における実践研究Ⅱ *	4	4		演

*印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

(3) 言語系教科マネジメントコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
授業実践・ 教材開発 分野	国語科授業実践研究	2		2	講・演	18単位以上を修得すること。
	国語科授業と文学表現	2		2	講・演	
	国語科授業と言語文化	2		2	講・演	
	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	
	外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	
	国語科カリキュラム研究	2		2	講・演	
	英語科授業の実践研究	2		2	講・演	
	英語科授業と言語表現1 (文学作品における英語表現と多様な文化)	2		2	講・演	
	英語科授業と言語表現2 (音声言語の仕組みと英文法)	2		2	講・演	
	第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	
	小学校英語科授業の研究	2		2	講・演	
教科教育 実践研究 分野	言語系教科教育実践研究 *	8	8		演	

*印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

(4) 社会系教科マネジメントコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
現代社会認識分野	現代社会の課題とその教材化	2		2	講・演	18 単位以上を修得すること。
授業デザイン分野	社会系教科の授業デザインの理論と方法 (1)	2		2	講・演	
	社会系教科の授業デザインの理論と方法 (2)	2		2	講・演	
	社会系教科の授業デザインの理論と方法 (3)	2		2	講・演	
カリキュラムマネジメント分野	社会系教科におけるカリキュラムの変遷とマネジメントの実際	2		2	講・演	
授業研究分野	社会系教科の授業研究	2		2	講・演	
教科教育実践研究分野	社会系教科教育実践研究*	8	8		演	

*印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

(5) 理数系教科マネジメントコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
授業実践・授業開発分野	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	18 単位以上を修得すること。
	理科実験開発実践演習Ⅰ	2		2	演	
	理科実験開発実践演習Ⅱ	2		2	演	
	理科実験実地演習	2		2	演	
授業実践・授業開発／教科教育理論分野	算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	
	数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	
教科教育理論／教科内容・教材研究分野	理科授業の理論と実践 (エネルギー)	2		2	講・演	
	理科授業の理論と実践 (粒子)	2		2	講・演	
	理科授業の理論と実践 (生命)	2		2	講・演	
	理科授業の理論と実践 (地球)	2		2	講・演	
教科内容・教材研究分野	数学教材の背景と応用	2		2	講・演	
	「数と式」領域の探究的学習教材	2		2	講	
	「図形」領域の探究的学習教材	2		2	講	
	中等数学科教材研究	2		2	講	
	理科教材開発実習 A	2		2	演	
	理科教材開発実習 B	2		2	実	
	野外調査実習	1		1	実	
教科教育	理数系教科教育実践研究	8	8		演	

実践研究分野	*				
--------	---	--	--	--	--

*印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

(6) 小学校教員養成特別コース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
学校経営に関する分野	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演	(3年制コース) 8単位以上を修得すること。
	特別活動指導と自治的文化的活動の展開	2		2	講・演	
教科等の指導に関する分野	教科の授業づくりと授業分析・評価	2		2	講・演	(2年制コース) 6単位以上を修得すること。
	総合学習の創造過程と評価法	2		2	講・演	
	授業における実践的評価論	2	2		講・演	
個の課題に応じた分野	障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演	
教育実践に関する分野	教育実地基礎研究Ⅰ(レポート作成法の研究)	2		2	講・演	4単位以上を修得すること。
	教育実地基礎研究Ⅱ(教育実践研究法の研究)	2		2	講・演	
	教育実践研究(アクション・リサーチ) *	4	4		演	
教科の授業内容・方法に関する分野	教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ(国語科)	1		1	講・演	4単位以上を修得すること。
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ(音楽科)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ(算数科)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ(図工科)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ(社会科)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ(家庭科)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ(理科)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ(体育科)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅴ(生活科・総合学習)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ(小学校英語)	1		1	講・演	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ(特別の教科 道徳)	1		1	講・演	

*印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

(7) 教育政策リーダーコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
教育政策導入領域	教育行政マネジメント特論演習Ⅰ（情報収集・分析・構想）	2	2		講・演	8 単位を修得すること。
	教育行政マネジメント特論演習Ⅱ（企画・実行・判断）	2	2		講・演	
	教育行政リーダーシップ特論演習Ⅰ（組織人事）	2	2		講・演	
	教育行政リーダーシップ特論演習Ⅱ（理念浸透）	2	2		講・演	
教育政策基礎領域	教育政策実践論	2		2	講・演	8 単位以上を修得すること。
	教育行財政の立案と分析	2		2	講・演	
	地方自治体行政論	2		2	講・演	
	教育法規の理論と実践	2		2	講・演	
	生涯学習特論	2		2	講・演	
	学校論	2		2	講・演	
	比較教育政策論	2		2	講・演	
教育政策研究領域	教育政策課題研究 *	8	8		演	8 単位を修得すること。

*印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

(8) グローバル化推進教育リーダーコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
グローバル基礎領域	国際理解教育Ⅰ（基礎）	2		2	講・演	6 単位を修得すること。
	世界の教育	2		2	講・演	
	国際理解教育Ⅱ（応用と実践）	2		2	講・演	
グローバル授業実践領域	実用外国語演習	2		2	演	4 単位以上を修得すること。
	英語を活用した論理的思考	2		2	講・演	
	外国語による表現法	2		2	講・演	
グローバル・フィールドワーク領域	グローバル・フィールドワークⅠ（海外）	2	2		講・演・実	4 単位を修得すること。
	グローバル・フィールドワークⅡ（国内）	2	2		講・演・実	

グローバル 教育実践 課題領域	グローバル教育実践課題 研究 *	4	4		演	4 単位を修得する こと。
-----------------------	---------------------	---	---	--	---	------------------

*印は教育実践研究科目を示し、無印は自コース科目とする。

※国際貢献型（B型）の外国人留学生については、グローバル基礎領域及びグローバル授業実践領域から選択し、10 単位以上を修得すること。

3 専門科目（リフレクション科目） 学校教育コース

領域	授業科目	単 位 数	必修・選 択の区分		授業の 方法	履修方法
			必修	選択		
	教育実践リフレクション	4	4		演	4 単位を修得する こと。

4 専門科目（他コース）

- (1) 学校経営コース，教育方法・生徒指導マネジメントコース，言語系教科マネジメントコース，社会系教科マネジメントコース，理数系教科マネジメントコース，小学校教員養成特別コース及びグローバル化推進教育リーダーコース

開設コース及び領域		授業科目	単 位 数	必修・選択の 区分		授業の 方法	履修方法
				必修	選択		
学校 経営 コース	学級経営，学 校経営に関す る領域	カリキュラム・マネ ジメントと学校のオ ープン・イノベーシ ョン	2		2	講・演	所属するコ ースが開設 する科目で の修得はで きない。
	学校教育と教 員の在り方に 関する領域	教職員の人材育成シ ステムの構築と運用	2		2	講・演	
教育 方法・ 生徒 指導 マネジ メント コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	総合学習の理論構築 と実践力形成	2		2	講・演	
		特別活動・地域教育 活動プログラムの開 発	2		2	講・演	
	生徒指導，教 育相談に関す る領域	道徳教育及び道徳授 業の理論と実際	2		2	講・演	
		生徒指導とキャリア 教育	2		2	講・演	
	学級経営，学 校経営に関す る領域	円滑な学級経営のため の力量形成	1		1	講・演	
		社会心理学に基づく 学級経営の実践開発	1		1	講・演	
言語系	教科等の実践	言語の仕組みと言語	2		2	講・演	

教科 マネジメント コース	的な指導方法 に関する領域	教育				
		外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演
		第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演
社会系 教科 マネジメント コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	社会系教科の授業デザイン の理論と方法 (1)	2		2	講・演
		社会系教科の授業デザイン の理論と方法 (2)	2		2	講・演
		社会系教科の授業デザイン の理論と方法 (3)	2		2	講・演
理数系 教科 マネジメント コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講
		数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講
		算数・数学教育の理論と実践	2		2	講
		理科授業の理論と実践 (エネルギー)	2		2	講・演
		理科授業の理論と実践 (粒子)	2		2	講・演
		理科授業の理論と実践 (生命)	2		2	講・演
		理科授業の理論と実践 (地球)	2		2	講・演
小学校 教員養成特別 コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	授業における実践的 評価論	2		2	講・演
	学級経営, 学 校経営に 関する 領域	学級づくりと教育的 関係の構築	2		2	講・演
	学校教育と教 員の在り方 に関する 領域	障害のある児童への 指導と支援方法	2		2	講・演
グロー バル化 推進教 育リー	学校教育と教 員の在り方 に関する領域	国際理解教育 I (基礎)	2		2	講・演
		世界の教育	2		2	講・演

ダー コース						
-----------	--	--	--	--	--	--

(2) 学校教育コース

開設コース及び領域		授業科目	単 位 数	必修・選択の 区分		授業の 方法	履修方法
				必修	選択		
学校 経営 コース	学級経営，学 校経営に関す る領域	カリキュラム・マネ ジメントと学校のオ ープン・イノベーシ ョン	2		2	講・演	
	学校教育と教 職員の在り方 に関する領域	教職員の人材育成シ ステムの構築と運用	2		2	講・演	
教育 方法・ 生徒 指導 マネジ メント コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	総合的な学習と特別 活動のデザイン	2		2	講・演	
	生徒指導，教 育相談に関す る領域	道徳教育及び道徳授 業の理論と実際	2		2	講・演	
	学級経営，学 校経営に関す る領域	円滑な学級経営のた めの力量形成	1		1	講・演	
言語系 教科 マネジ メント コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	言語の仕組みと言語 教育	2		2	講・演	
		外国人児童生徒の指 導と多文化共生教育	2		2	講・演	
		第二言語習得と外国 語学習	2		2	講・演	
社会系 教科 マネジ メント コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	社会系教科の授業デ ザインの理論と方法 (4)	2		2	講・演	
		社会系教科の授業デ ザインの理論と方法 (5)	2		2	講・演	
理数系 教科 マネジ メント コース	教科等の実践 的な指導方法 に関する領域	算数・数学科の授業 づくりと評価	2		2	講	
		数学的リテラシーと 算数・数学的活動	2		2	講	
		算数・数学教育の理 論と実践	2		2	講	

		理科授業の理論と実践（エネルギー）	2		2	講・演
		理科授業の理論と実践（粒子）	2		2	講・演
		理科授業の理論と実践（生命）	2		2	講・演
		理科授業の理論と実践（地球）	2		2	講・演
小学校 教員養成特別 コース	学級経営，学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演
	学校教育と教員の在り方に関する領域	障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演
グローバル化 推進教育リーダー コース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育Ⅰ（基礎）	2		2	講・演
		世界の教育	2		2	講・演

5 実習科目

(1) 学校経営コース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
実習科目	学校経営専門職インターンシップ	10		10	実	10 単位以上を修得すること。
	教育行政専門職インターンシップ	10		10	実	

(2) 教育方法・生徒指導マネジメントコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
実習科目	教育方法・生徒指導に関する基盤実習	4	4		実	10 単位を修得すること。
	教育方法・生徒指導に関する開発改善実習	6	6		実	
	学校体験・基盤実習	6	6		実	国際貢献型（B型）の外国人留学生のみ修得ができる。 10 単位を修得すること。
	学校教育実践実習	4	4		実	

(3) 言語系教科マネジメントコース, 社会系教科マネジメントコース及び理数系教科マネジメントコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
実習科目	学校教育基盤実習	4	4		実	10 単位を修得すること。
	教科指導力向上実習	6	6		実	
	学校体験・基盤実習	6	6		実	国際貢献型 (B 型) の外国人留学生のみ修得ができる。 10 単位を修得すること。
	学校教育実践実習	4	4		実	

(4) 小学校教員養成特別コース

3 年制コース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
実習科目	実地研究Ⅰ (基本実習)	4	4		実	12 単位以上を修得すること。
	実地研究Ⅱ (発展実習)	6	6		実	
	実地研究リフレクションセミナー	2	2		実	
	インターンシップ	2		2	実	

2 年制コース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
実習科目	学校教育基盤実習	4	4		実	14 単位を修得すること。
	小学校指導力向上実習	6	6		実	
	実地研究リフレクションセミナー	2	2		実	
	インターンシップ	2	2		実	

(5) 教育政策リーダーコース

領域	授業科目	単位数	必修・選択の区分		授業の方法	履修方法
			必修	選択		
実習科目	教育政策トップリーダーインターンシップⅠ (海外教育行政機関)	2		2	実	10 単位以上を修得すること。
	教育政策トップリーダーイ	2		2	実	

	ンターンシップⅡ（自自治 体行政機関）	2	2	実	
	教育政策トップリーダーイ ンターンシップⅢ（自自治 体教育機関）				
	教育政策トップリーダーイ ンターンシップⅣ（他自治 体）				
	教育政策トップリーダーイ ンターンシップⅤ（自自治 体等発展）	2	2	実	

(6) グローバル化推進教育リーダーコース

領域	授業科目	単 位 数	必修・選 択 の区分		授業の 方法	履修 方法
			必修	選択		
実習科目	学校教育基盤実習	4	4		実	10 単位を修得 すること。
	グローバル教育実践実習	4	4		実	
	グローバル教育開発実習	2	2		実	
	学校体験・基盤実習	6	6		実	国際貢献型（B 型）の外国人留 学生のみ修得が できる。 10 単位を修得す ること。
	学校教育実践実習	4	4		実	

(7) 学校教育コース

領域	授業科目	単 位 数	必修・選 択 の区分		授業の 方法	履修 方法
			必修	選択		
実習科目	学校教育基盤実習	4	4		実	10 単位を修得 すること。
	学校教育開発・改善実習	6	6		実	

6 外国人留学生専門科目

授業科目	単位数	授業の 方法	履修方法
日本語教授法	2	講・演 講・演	国際貢献型（B 型）の外 国人留学生のみ修得がで きる。また、修了の要件 としての単位数に含まれ る。
比較教育学	2		

7 プログラム開設科目

(1) 理数系教員養成特別プログラム

授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
中等数学内容論	2	講・演	理数系教員養成特別プログラム受講生のみ修得ができる。また、修了の要件としての単位数には含まない。
中等数学授業研究	2	講・演	
中等理科内容論	2	講・演	
中等理科授業研究	2	講・演	

(2) 研究力向上特別プログラム

授業科目	単位数	授業の方法	履修方法
特別研究	4	演	研究力向上特別プログラム受講生のみ修得ができる。また、修了の要件としての単位数には含まない。

1. 教育実践高度化専攻の各コースで開設する専門科目及び実習科目については、当該コースに所属する学生以外は履修することができないものとする。
ただし、教育実践高度化専攻の各コースで開設する専門科目（他コース）については、当該科目を開設するコースに所属しない学生が履修できることとする。
2. 昼間クラスに所属する学生は、修学指導教員及び授業科目担当教員が認めた場合に限り、夜間クラスの授業のうち、共通基礎科目（小中連携教育プログラム受講者に限る。）及び専門科目のみを履修できることとする。ただし、共通基礎科目及び専門科目（他コース）については、夜間クラスに所属する学生の履修者がいない場合又は専門科目（他コース）が当該年度に昼間クラスで開講される場合は、履修することができないこととする。

別表第5の2(第4条の3関係)

授業科目	1単位当たりの授業時間数
心理実践実習	実習 45 時間
障害児教育実地研究	講義 5 時間及び実習 20 時間
教職アドバンスト実習	講・演 3.75 時間及び実習 22.5 時間
グローバル・フィールドワークⅠ（海外）	講・演 7.5 時間及び実習 15 時間
グローバル・フィールドワークⅡ（国内）	講・演 7.5 時間及び実習 15 時間

別表第6(第5条関係)

人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻

専攻・コース	共通科目	専攻科目						交流科目	計
		専門科目				探究を成る課題研究	外国留学生専門科目		
		専門領域科目群	広領域科目群	特別支援教育の理論と実践を学ぶ科目群	特別支援教育を多面的に理解する科目群				
人間発達教育専攻	2 単位以上	14 単位以上	2 単位以上			8 単位			32 単位以上
特別支援教育専攻	2 単位以上			14 単位以上	2 単位以上	8 単位			32 単位以上

- 1 共通科目の欄に掲げる単位数及び専攻科目の各欄に掲げる単位数の合計と計の欄に掲げる単位数との差は、共通科目、専門科目（修士課程においては、自己が所属するコース以外で開設する科目を含む。）及び交流科目のうちから修得するものとする。
 なお、外国人留学生については、外国人留学生専門科目からも修得できるものとする。

別表第7(第5条関係)

教育実践高度化専攻

専攻・コース		共通基礎科目	専門科目					実習科目	計
			自コース	教育実践研究科目	リフレクション科目	外国留学生専門科目	他コース		
教育実践高度化専攻	学校経営コース	10単位以上	24単位以上					10単位以上	46単位以上
	教育方法・生徒指導マネジメントコース	10単位以上	18単位以上 ※2					10単位以上	46単位以上
	言語系教科マネジメントコース	10単位以上	18単位以上 ※2					10単位以上	46単位以上
	社会系教科マネジメントコース	10単位以上	18単位以上 ※2					10単位以上	46単位以上
	理数系教科マネジメントコース	10単位以上	18単位以上 ※2					10単位以上	46単位以上

	小学校 教員 養成 特別 コース	3 年制 コース	10 単位以上	16 単位 以上		12 単位 以上	46 単位 以上
		2 年制 コース	10 単位以上	14 単位 以上		14 単位 以上	46 単位 以上
	教育政策 リーダーコース		12 単位以上	24 単位 以上		10 単位 以上	46 単位 以上
	グローバル化 推進教育 リーダーコース		10 単位以上	18 単位 以上 ※2		10 単位 以上	46 単位 以上
	学校教育コース		32 単位以上 ※3 ※4	4 単位	※3 ※4	10 単位 以上	46 単位 以上

※1 教育政策リーダーコース及び学校教育コースを除き、共通基礎科目、専門科目及び実習科目の各欄に掲げる単位数の合計と計の欄に掲げる単位数との差は、共通基礎科目、専門科目（自己が所属するコース以外で開設する専門科目（他コース）を含む。）及び実習科目から修得するものとする。

※2 国際貢献型（B 型）の外国人留学生については、外国人留学生専門科目の修得単位を以て充てることができる。

※3 共通基礎科目及び専門科目（他コース）から 32 単位以上を修得するものとする。

※4 修得すべき単位数のうち 10 単位までは、人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻の各コースにおいて開設する別表第 4 の共通科目及び専攻科目（(5)探究力を養成する課題研究及び(6)外国人留学生専門科目を除く。）の修得単位を以て充てることができる。

別表第 8(第 6 条関係)

専攻	専攻のコース	取得することができる教員の免許状取得の所要資格
人間発達 教育専攻	教育コミュニケーションコース 臨床心理学コース	幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)
	幼年教育・発達支援コース	幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状
	学校心理・ 学校健康教育・ 発達支援コース	幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)，養護教諭専修免許状，栄養教諭専修免許状
	芸術表現 系教育	(音楽) 小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(音楽)， 高等学校教諭専修免許状(音楽)

	コース	(美術)	小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(美術)，高等学校教諭専修免許状(美術・工芸)
	生活・健康・情報系教育コース	(保健体育)	小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(保健体育)，高等学校教諭専修免許状(保健体育)
		(技術)	中学校教諭専修免許状(技術)，高等学校教諭専修免許状(工業)
		(家庭)	小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(家庭)，高等学校教諭専修免許状(家庭)
		(情報)	幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)
特別支援教育専攻	障害科学コース 発達障害支援実践コース		特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者に関する教育の領域，聴覚障害者に関する教育の領域，知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域)，特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育の領域，聴覚障害者に関する教育の領域，知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域)
教育実践高度化専攻	学校経営コース 教育方法・生徒指導マネジメントコース		幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)
	言語系教科マネジメントコース	国語	小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)
		英語	小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)
	社会系教科マネジメントコース		小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)

理数系 教科 マネジメント コース	数学	小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)
	理科	
小学校教員養成 特別コース 教育政策リーダー コース グローバル化 推進教育リーダー コース 学校教育コース		幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教)，高等学校教諭専修免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉)